

審査委員会の役割

審査委員会は、規程に加盟している教育機関の業務活動を停止したり、規程から除名する権限があり、教育機関の留学生受入を阻止することができます。尚、審査委員会へ苦情照会ができるのはIEAAに限られています。

留学生の生活保障に関する服務規程(要約)

規程は教育機関が以下のことを確認するための基準を設定します。

- ▲ 高いビジネス水準の維持
- ▲ 良識的な責任ある方法で留学生を募集
- ▲ 包括的かつ正確な最新情報を留学生へ提供
- ▲ 契約前の学生に十分な情報を提供
- ▲ 良識的な責任ある方法で留学生と契約
- ▲ 留学生特有の要望を認識
- ▲ 宿泊先での留学生の安全
- ▲ すべての教育機関は、留学生の苦情に関し、公平かつ公正な学内手続きの方法を設ける

詳細については、規程全文を参照してください。

また、規程は学生の苦情を受理、審議するIEAAおよび審査委員会の設定を定めています。

留学生の生活保障に関する 服務規程

本規程に関する重要な情報

留学生の生活保障に関する

服務規程

本規程に関する重要な情報

ニュージーランドへ留学している学生にとって、十分な情報収集が可能で、安全かつ適切な待遇を受けることは非常に重要です。

ニュージーランドの教育機関は、留学生の福利厚生に重大な責任があります。

「留学生の生活保障に関する服務規程」(規程)を要約したこのパンフレットでは、学生が留学先の教育機関やその代理業者からの扱いに懸念を抱いた場合に利用できる制度や手続きについて紹介しています。

「規程」とは？

「規程」とは、留学生に対して、教育機関とその代理業者が提供するサービスの枠組みを規定した書類です。規程は、留学生に関して、教育機関から提供されるべきアドバイスや保護の最低基準を設定しています。尚、規程は生活保障と情報提供についてのみ適用されるもので、授業内容の水準は含まれません。

規程の適用対象

規程は、留学生を登録する、ニュージーランド国内すべての教育機関に適用されます。これらの教育機関に対しては、規程の順守と加盟が義務付けられています。

「留学生」とは？

「留学生」とは、ニュージーランド国内で勉強している海外留学生のことを意味します。

規程の写しを入手するには？

NZQA(学歴資格認定局)のホームページ、www.nzqa.govt.nzからダウンロードできます。

教育機関が規程に署名しているかを知るには？

NZQAは、すべての加盟者の記録を保管しています。このリストは、www.nzqa.govt.nz から入手できます。留学予定先の教育機関が規程署名者でない場合は、その教育機関では就学できません。

規程について質問がある場合には？

規程施行の責任者はNZQAです。詳しい情報は、www.nzqa.govt.nz をご覧いただくか、次のメールアドレスにお問い合わせください。code.enquiries@nzqa.govt.nz

問題が起きた場合どうすればよいか？

教育機関、またはその代理業者の待遇に懸念を抱く学生は、まず、学校長、留学生担当者、またはその教育機関の苦情受付担当者に相談してください。規程には、すべての教育機関において、学生のために公平で公正な学内の苦情処理方法を設けることが定められており、苦情を次の段階へ申請する前に、学生はこれらの学内手続きの過程を踏む必要があります。

問題が学内の苦情手続きによって解決されない場合は、国際教育審議局(IEAA)に問い合わせることができます。

国際教育審議局(IEAA)とは？

IEAAとは、教育機関またはその代理業者が行なう生活保障面のアドバイスやサービスに関する留学生からの苦情を処理するために設立された独立機関です。IEAAは、服務規程の内容を施行します。

国際教育審議局(IEAA)の連絡先

以下の宛先へ投書してください。
International Education Appeal Authority
Tribunals Unit
Private Bag 32-001
Panama Street
Wellington 6146

International Education Appeal Authority
Tribunals Unit
Level 1, 86 Customhouse Quay
Wellington 6011

電話	64 4 462 6660
ファックス	64 4 462 6686
Eメール	ieaa@justice.govt.nz
ホームページ	www.justice.govt.nz/tribunals/international-education-appeal-authority

国際教育審議局(IEAA)の役割

IEAAの目的は留学生の苦情を審議することです。IEAAは苦情を調査し、規程違反があったかどうかを決定します。IEAAは、深刻ではない規程違反を犯した教育機関に制裁を課す権限を持ちます。これらの制裁には、賠償支払、違反内容の公表、および/または是正措置の勧告を含みます。

生活保障以外の苦情は、IEAAが(あてはまる場合)他の管理当局に照会します。

教育機関は、是正措置を履行するための猶予期間を与えられます。その期間内に違反が改善されない場合、IEAAは苦情を審査委員会に照会します。

IEAAには、規程違反が深刻なものであるかどうかを判断する権限があり、違反が深刻なものであると判断された場合、IEAAは苦情を審査委員会に照会します。